

第20回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成28年8月30日（火）
ところ 尼崎市保健所精神保健相談室

1 第18回、19回議事要旨の確認について

2 提案協議事項に基づく意見交換について

3 その他

（添付資料）

- 資料1 第20回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席者名簿
- 資料2 第18回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料3 第19回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）
- 資料4 提案協議事項について
- 資料5 平成27年度まとめについて

第18回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成27年11月26日（木） 午後1時半から午後3時まで

2 場 所

尼崎市保健所精神保健相談室

3 出席者

(1) 委員8名（敬称略）

植村興、三田一三、瀬戸口敬幸、山本純子、平川達夫、平井三和子、村田國広、福井進

(2) 事務局3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

(1) 前回欠席した平川委員、福井委員が自己紹介を行った。

(2) 「第17回会議議事要旨(案)」について事務局から説明があり、了承された。

(3) 協議事項について

委員から提起された議題について、事務局から資料3に基づいて説明が行なわれ、その後意見交換が行われた。

議題1

「尼崎市での地域猫活動（TNR）を社会福祉協議会の役員、各町会の会長・副会長に対し、動物愛護対策として講習会を開催し参加を求める。」

〈意見〉

- ・ フンの後始末やトイレの設置等、やるべき事を行ってから市の補助金等を受ける事を考えていくべきだと思う。単にえさやり～TNRだけすればよいのではない。
- ・ ボランティアだけでは立場が弱い。市が後ろ盾になってほしい。
- ・ TNR活動と地域猫活動の違いをはっきりとさせておくべきである。
- ・ センターとしてこの提案については検討していきたい。しかし、TNRに特化した講習会を開催することは難しいと思うので、会議等の中での短い時間をもって説明できないかを考えたい。

議題 2

「野良猫の去勢不妊手術の助成金の取り扱いについて」

〈意見〉

- ・地域で市から補助金が出ると説明をしてTNRをした後、枠がないので助成が受けられなかつたケースがあつた。地域枠を設定してほしい。
- ・H19～H23まで一般予算100万円で、雌猫のみ対象に行ってきました。基金から拡充して、H24は計170万円、H25～27は計200万円の予算で行ってきました。(H27からは雄猫も対象)申請方法として5期に分ける形をとつていたため4、5期目ではすぐに枠が埋まつてしまい助成が受けられないケースがあつた。公平性もあり地域に対する枠を別に設定する事は考えていない。

H28は増額と申請方法の変更を検討したい。

議題 3

「引き取り、譲渡、負傷動物の取り扱いについて」

〈意見〉

- ・ガイドライン等の作成してはどうか。
- ・負傷動物については資料8の環境省告示に基づいて、獣医師が判断して行つていい。
- ・センターでも治療対応できるように薬を備えておいてほしい。⇒予算の範囲内で、薬資材の配置を考えたい。

議題 4

「警察との連携について。協議会に参加してもらうか、動物愛護センター、警察、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護推進員による連携会の設定」

〈意見〉

- ・署によって取り扱いが異なると聞くことがある。⇒ 収容期間の違いはある。住宅に近接している署については、犬の鳴き声の迷惑もあるので短くなる傾向がある。
- ・センターと警察の連携に関しては、動物の情報を市内各署に加えて近接する伊丹、西宮、豊中の警察署にも送っている。
- ・虐待の案件は生活安全課が取り扱っている。変死のケースでは、センターを通して開業獣医師会と連携し、獣医師に検死してもらうこともある。
- ・警察に会議参加を打診する。

以上

第19回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成28年3月2日（水） 午後2時から午後3時30分まで。

2 場 所

尼崎市保健所集団指導室

3 出席者

（1）委員8名（敬称略）

植村興、三田一三、瀬戸口敬幸、喜多村幸紀、山本純子、平川達夫、平井三和子、
村田國広、福井進

（2）警察関係者1名

今木課長（尼崎南警察署生活安全課）

（3）事務局3名

宮永生活衛生課長、大平動物愛護センター所長、林生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

（1）警察との意見交換について

ア) 今木課長から自己紹介があった後、意見交換を行った。

イ) アニマルポリス・ホットラインについて

・今木課長からアニマルポリス・ホットラインについて説明があった。（資料参考）

・初年度（194件）は相談件数も多かったが、減りつつある。

〈意見交換〉

・現場でいろいろ話を聞く。警察では物扱い。職員でも知らない人が多い。

・警察学校でアニマルポリスの話を聞いているのではないか？

⇒なるべく期待に応えたい。

・警察に収容された動物の収容期間に決まりはあるのか。

⇒持ち主がいると思われる動物については拾得物としての扱いをして、一定期間（約2週間）預かり、その後飼い主があらわれなければ動愛センターに渡す。野良犬や生まれてすぐの動物は拾得物ではない。

補足：警察から動愛センターに収容される場合は2通りある。1つ目は、遺失

物法で警察で落し物として収容された後、持ち主が現れなかった場合に処分決定をされて動物愛護センターに持ってこられる場合。2つ目は動物愛護法で収容される場合で、拾得者が落し物としてではなく拾得者の代わりに警察に動物愛護センターに持っていくってほしいとした場合。遺失物法の場合の収容期間は署によって異なる。(近隣の住環境によって異なるため)

- ・事件化もそうだが保護措置が増えている。
- ・県下全てには浸透していないのではないか。
- ・知らない市民が多い。市報等で周知できないか?

(2) その他

事務局から平成28年度の野良猫不妊手術助成金制度の説明があった。

ア) 助成金については、平成28年度は基金からの拡充の200万円と通常予算の100万円を合わせて300万円の予算を検討。申請方法については、4月1日から受付を開始して予算額に達するまで通年で受け付ける事を考えている。

イ) モデル地区については設定することは考えていない。助成金は税金なので、市民ボランティアの人たちに平等に機会を得てもらう事が基本。特定の地域にのみ助成金をあらかじめ確保しておくことで、他のボランティアの人たちが利用できなくなることも考えられるので、今のところは考えていない。

以 上

提案された議題について

平川委員

議題 1	議事録について(なぜ作成されていないのか)
メモ	

議題 2	協議内容を市民に公開する。提言書作成について。
メモ	

議題 3	東難波の認知症で入院されている方の件でのセンターの対応について。
メモ	

三田委員

議題 4	猫の譲渡会の開催実施について尼崎市動物愛護センターとの連携により、会場の賃借料・案内ポスターの負担援助の件
メモ	

議題 5	TNR運動のモデル地域の設定について
メモ	

提案された議題について

山本委員

議題 6	動物愛護基金を応援するオフィシャルサポーターの設置、募集を提案します。
メモ	

議題 7	動物愛護基金の使途について平成28年度の動物愛護基金の使途明細を報告してください。
メモ	

議題 8	動物愛護基金の使途について協議会においても協議が必要なのではないかと思います。
メモ	

平成27年度末資料

1. 犬、猫について

(1) 犬の登録関係

	H23	H24	H25	H26	H27
新規登録数	1,400	1,305	1,211	1,185	1,308
狂犬病予防注射数	13,822	13,226	13,074	12,851	12,804

(2) 犬の収容

	H23	H24	H25	H26	H27
捕獲頭数	22	22	24	12	11
引き取り数	41(12)	42(8)	42(12)	31(3)	21(4)
負傷犬	1	1	4	0	1
計	64	65	70	43	33

※捕獲数は警察からの処分依頼を含む。

※引き取り数は所有者及び警察等からの引き取り依頼を含む。

※引き取り数の()内は所有者からの引き取り数。

(3) 犬の処分（返還処分、譲渡処分、殺処分）

	H23	H24	H25	H26	H27
返還処分	11	14	12	13	7
譲渡処分	35	42	58	26	24
殺処分	19	7	1	9	1
計	65	63	71	48	32

※処分計が収容計と合致しないのは、年度をまたいで犬を収容しているため。

※殺処分には、収容中の病死等を含む。

※H26の殺処分（9匹）はすべて生後数日の離乳前の野犬の子犬。（麻酔薬による安楽死）H27の殺処分（1匹）は収容中の病死。

(4) 猫の収容

		H21	H24	H25	H26	H27
引き取り	成猫	飼い猫	16	9	3	4
		拾得猫	13	21	13	27
		計	29	30	16	31
子猫	子猫	飼い猫	3	3	6	19
		拾得猫	492	283	262	233
		計	495	286	268	252
	猫引き取り 計	524	316	284	283	294

(5) 負傷猫の収容

		H 2 1	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
負傷猫	収容数	成猫	40	29	25	22
		子猫	13	14	15	5
		計	53	43	40	27
						37

(6) 猫の処分（返還処分、譲渡処分、殺処分）

	H 2 1	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
返還処分	0	6	7	18	6
譲渡処分	11	53	112	46	59
殺処分	575	299	207	237	275
計	586	358	326	311	340

(7) 苦情件数

	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
犬	422	417	355	298	226
猫	337	330	306	219	293
その他	36	35	49	39	29
計	795	782	710	556	548

2. 動物愛護基金について

基金受入額

	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
受入額	6,449,000 円	1,834,500 円	13,210,500 円	5,740,736 円

(※H 2 7年度 市内 61 件、市外 104 件 計 165 件の申込)

(3) 動物愛護基金活用事業 (H 2 8当初予算 2,916,000 円)

- ・不妊手術の費用助成拡充（通常予算 100 万円 + 基金 200 万円）
- ・収容犬のトリミング（散髪）代
- ・動物愛護基金 P R に配布するティッシュの購入
- ・動物飼養マナー啓発看板（犬用）作成
- ・動物飼養マナー啓発看板（猫用）作成
- ・動物飼養啓発マナーグッズ（紙スコップ）の購入・配布
- ・学校飼育動物ウサギ用飼料の購入
- ・猫用多段ケージの購入
- ・センサー感知式超音波発生装置（猫侵入防止）⇒貸出用
- ・動物愛護基金 P R 用パンフレット作成
- ・収容動物情報編集用パソコン購入
- ・収容動物情報印刷用プリンター購入